**平成２２年（フ）第１８２２号**
名古屋市中川区江松５丁目1122番地　コンフォート江松102、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町緑２丁目76番地２
債務者　山田　健一
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８７７号**
神戸市須磨区水野町２番14―402号
債務者　林テレサこと　ハヤシマリアテレサクルーズ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４０１号**
兵庫県加古川市野口町北野741番地の１パナハイツ北野Ｂ―204号
債務者　椎葉真由美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第４２８号**
兵庫県姫路市増位本町２丁目５番１号　メゾン新生302、従前の住所沖縄県豊見城市字豊見城294番地２　401
債務者　大城　憲弘
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第５１３号**
兵庫県高砂市阿弥陀１丁目10番１―103号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家２丁目37番地
債務者　関　あすか（旧姓野間）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７６号**
香川県丸亀市三条町1239番地１　シュープ三条105号
債務者　明石　優希
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第９３９号**
仙台市太白区青山２丁目２番12号　ノーヴァ青山107
債務者　菱沼　政代
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第９６２号**
仙台市泉区上谷刈３丁目16番40―503号
債務者　川原万里子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第９６９号**
宮城県亘理郡亘理町吉田字宮前46番地１
債務者　鈴木ふみ子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第９８０号**
仙台市太白区東中田６丁目19番18号
債務者　穐葉　勝雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０４４号**
仙台市宮城野区苦竹１丁目３番13―510号
債務者　遊佐　祐二
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０５４号**
仙台市若林区荒浜新１丁目８番地の２　シュロース荒浜101
債務者　中島　清美（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第３６号**
千葉県館山市館山914番地の１　コーポアーバンⅡ―102号
債務者　外波　雅敏
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２２年（フ）第３３９号**
岐阜市山吹町６丁目29番地２　Ｍ&Ｍ５ビル503号室
債務者　平　　輝史
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第４０９号**
岐阜県関市西旭ケ丘３番６号
債務者　森井　　昇
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第４１０号**
岐阜県羽島市竹鼻町454番地
債務者　井上　　綾（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第４１２号**
岐阜市茜部辰新１丁目112番地　羽田マンション514号室
債務者　日比野弥生
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所